

## 低炭素建築物新築等計画の申請に必要な書類

1. 認定申請書（別記様式第5）
2. 施行規則第41条の表の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書  
（ただし、当該低炭素建築物新築等計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表（ろ）項に代えて（は）項に掲げる図書）
3. 施行規則第41条第1項に掲げる所管行政庁が必要と認める図書  
（佐野市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第2条）
  - ①法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合する旨を証する書類（適合証 ※）の交付を受けた場合 … 適合証 ※
  - ②確認済証の交付を受けた場合 … 当該確認済証の写し
  - ③住宅性能評価書の交付を受けた場合 … 当該住宅性能評価書の写し
  - ④その他市長が必要と認める図書
4. 法第54条第2項の規定により、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受ける場合  
… 建築基準法第6条第1項の規定による確認申請書一式

### 提出部数

	申請書類一式
認定申請のみ	正本 1、副本 1
法第54条第2項による併願の場合（任意適判なし）	正本 1、副本 2
法第54条第2項による併願の場合（任意適判あり）	正本 1、副本 3

### ※適合証について

適合証とは、認定申請の前にあらかじめ外部機関による技術的審査を受け、低炭素建築物の認定基準に適合している場合に発行されるもので、これにより認定手続きをスムーズに行うことが可能となります。

技術的審査実施対象の外部機関	
認定対象建築物の用途	技術的審査実施対象の外部機関
住宅のみの用途に供するもの	登録建築物調査機関（注1） 登録住宅性能評価機関（注2）
住宅以外の用途が混在するもの	登録建築物調査機関

（注1） エネルギーの使用の合理化に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関

（注2） 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関